4 申請の締切日・結果通知

（※申請月からの援助支給になりますので、お早めに申請してください。）

申請月	申請期限	申請結果の通知時期
4月の申請希望	平成28年4月1日（金）～4月２８日（木）	６月下旬
追加申請希望 （5月以降）	毎月末日締切 最終の締切日：平成28年12月20日(火)まで ※生活保護を受けている方は平成29年3月末日まで	申請された月の翌月下旬

※審査結果については、申請された月の翌月下旬ごろ、郵送にて文書でお知らせします。
※小・中学校の両方に兄弟姉妹がいる場合、審査結果はまとめて1枚の通知書でお知らせします。

5 援助の内容（4月認定の年額）

（5月以降に申請し認定の方は、支給される費目や金額が変わります。）

	給食費	学用品費	通学用品費	校外活動費（遠足等）	通学費	修学旅行費	新入学用品費	生徒会費	医療費
小学校	保護者負担分を学校に振込	¥11,420	¥2,230	¥1550 以内	片道 小学生4㎞以上 中学生6㎞以上で 公共交通機関利用者のみ対象 (領収書提出必須)	¥20,000 以内	1年生で 4月申請者のみ ¥20,470	－	学校で医療券発行
中学校		¥22,320	¥2,230	¥2240 以内		¥57,290 以内	1年生で 4月申請者のみ ¥23,550	¥1,900 以内	

（※生活保護⇒ 修学旅行費と医療費のみが対象。　※那覇市立以外の学校⇒ 給食と医療費については対象外。）

※ 医療費・・・学校保健安全法で指定された学校病（中耳炎・結膜炎・虫歯等）が対象。
必ず、在籍する学校で医療券をもらってから、病院の窓口に提出してください。保険医療診療の自己負担分が援助されます。（認定前に医療券が必要な方は、学務課にお問い合わせください。）

※ 特別支援学級の児童生徒の通学費については、距離を問いません。

※ 通学費は、バス、モノレールの那覇市内料金を支給限度額とします。

6 税申告に関すること

申告が必要な方
① 世帯全員（H28.4.1現在19歳以上で、かつ学生以外の場合）
家族の中で、だれの扶養にも入っていない方

申告がまだの方
① 市民税課（那覇市）にて6月1日より申告受付が再開しますので、申告後、証明書を発行してもらい提出する。
② 平成28年1月1日時点で那覇市以外の住民の方については、その市町村で申告し、証明書を発行してもいらい提出。（申告受付はその市町村でご確認ください）

所得証明書の提出が必要な方
① 上記の「申告がまだの方」
② 教育委員会で税の調査に同意しない方
③ 平成28年1月1日時点で那覇市以外の住民の方（那覇市で税情報が確認できない為）

所得証明書発行
① 那覇市は、市民税課（861-3328）にて6月1日より証明書を発行。
② 平成28年1月1日で那覇市以外の住民の方は、那覇市に税の情報がない為、お住まいになっていた市町村で証明書を発行（発行日はその市町村でご確認ください）
※市町村により証明書の名称が違いますので、必ずH27年収入分で収入・控除・税額の記入がある証明書を発行して下さい。

詳細については、学校事務室または学務課まで問い合わせください。

那覇市教育委員会 学務課 就学応援G 電話 917－3505（内線2631）
〒900-8553　那覇市泉崎１－１－１（那覇市役所本庁舎11階）